

令和3年度

喜多方市外部評価委員会

報告書

令和3年11月

喜多方市外部評価委員会

喜多方市外部評価委員会報告書

本委員会は、喜多方市の事務事業の妥当性、有効性、必要性などについて行政外部の客観的な視点から評価を行いました。

この度、委員会での議論を踏まえ、その結果を別添のとおり報告いたします。

なお、今回の評価に基づき、各事業における目的の明確化、適切な成果指標の設定及び当該成果指標を達成するための適切な手段の選択について十分検討するとともに、本報告書の内容を踏まえ、来年度以降に向けて事業の見直しがなされ、より効果的、効率的な事務事業が執行されることを望みます。

今後とも、全庁挙げて継続的な事務事業の進展を目指し、引き続き、計画、実行、評価、改善といったPDCAサイクルの観点による見直しを図るとともに、社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズに適時的確に対応できる行政運営に努めてください。

令和3年11月22日

喜多方市長 遠藤 忠一 様

喜多方市外部評価委員会

委員長 奥本 英樹

副委員長 長嶋 理一郎

委員 一ノ瀬 美枝

目 次

No.	事務事業名（評価対象）	担当部課	評価結果
1	三ノ倉高原花畑事業	熱塩加納 総合支所 産業建設課	手段の改善
2	学校司書配置事業	教育部 学校教育課	手段の改善
3	商工業地域振興事業 （商工業地域振興事業等補助金）	産業部 商工課	手段の改善
4	あきない人材育成事業	〃	事業の統合
5	集落対策事業	企画政策部 地域振興課	手段の拡充

外部評価調書 (No. 1)

事務事業名		事業No.96							
		三ノ倉高原花畑事業							
担当部課名		熱塩加納総合支所 産業建設課							
評価の視点	≪事業妥当性≫ : 事務事業の目的や対象と照らし、実施方法・内容が妥当かどうか	● 駐車場整理業務委託の予算に占める割合が2割だが、削減できないのか。財源確保よりも事業費の圧縮が必要では。【長嶋委員】 → 過去に国道121号が渋滞し近隣住民に不便をかけたため、体制を強化した経緯がある。この他、仮設トイレ設置やシャトルバス運行など、来場者の安全・利便性確保のため、必要な業務委託と考えている。 ● 完全委託の方向はないのか。【一ノ瀬委員】 → 完全委託するには、収益の確保、受け手となる存在など問題があり、実行委員会方式を含め、運営の形を模索中である。							
	≪事業効果性≫ : 事務事業の進捗状況からみて、その事務事業が有効かどうか	● 観光客へのアピール手法は。知名度がまだ足りないのでは。【長嶋委員】 → チラシ、ポスターを作成し、道の駅をはじめとした県内各施設へ配付している。市のHPやFM放送などでも周知している。 ● 経済効果の試算はできているか。【一ノ瀬委員】 → 観光庁発表の統計に基づき経済効果を算出している。R元年度の菜の花フェスタで2億円弱、ひまわりフェスタで5億円強。R元年度は両フェスタ合わせて14万人が来場し、PR効果があったと捉えている。 ● 各フェスタだけでどの程度の収益を上げられているのか。フェスタそのもので収益化できる方策としてどういったことが考えられるか。【一ノ瀬委員】 → R元年度の花畑整備協力金は約4,600千円。収益化の方策として、花畑整備協力金の増額やクラウドファンディングの活用などが考えられる。							
	≪事業必要性≫ : 施策実現のため、市の事務事業として必要かどうか	● 喜多方市の観光及びその経済波及効果という大きな観点から、コロナウイルスの今後の影響も考慮し、もう少し各種観光産業を集中する時期ではないか。(例: 菜の花フェスタをやめてひまわりフェスタだけにする)【長嶋委員】 → 春は菜の花、夏はひまわり、秋はコスモスと年間を通じた誘客により、市街地観光に結びつけることで相乗効果が生まれ、経済波及効果の増大に繋がると考えている。							
	≪総合評価≫ : 上記を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント等。	◆ 予算内訳の各業務委託はどれも必要性があり、イベントも通年の取り組みが相乗効果に繋がるとのことだが、現状事業費が多額で、スリム化・整理の考え方は必須。 ◆ 経済効果は大きいですが、一層の増加が狙えるのでは。また、協力金は予算全体の2割に満たず、経済効果の前に直接的に「稼げる仕組み」が必要では。 ◆ コスト削減と収益の増加を図るべきということで、評価は「手段の改善」としたい。							
施策の方向性		【手段の】			【事業の】				
		拡充	縮小	改善	統合	廃止	休止	完了	現状維持

外部評価調書（No. 2）

事務事業名		事業No.164							
		学校司書配置事業							
担当部課名		教育部 学校教育課							
評価の視点	≪事業妥当性≫ : 事務事業の目的や対象と照らし、実施方法・内容が妥当かどうか	● 教職員との連携、意見交換はどのような方法か。【長嶋委員】 → 勤務の都度、各校の図書担当教員と図書購入の選定や推薦図書に関する紹介の仕方、図書委員会の活動や図書室の掲示等の打合せを実施。図書購入の際は、蔵書が学校図書館図書基準に近づくよう意見交換している。 ● タブレットを活用することで、学校図書館の効率的な運営や読書冊数の向上に繋がるのでは。【長嶋委員】 → 今後の検討課題としたい。 ● 図書館ボランティアはどの程度協力を得られるものなのか。【一ノ瀬委員】 → 現時点では図書館ボランティアの人数を把握していないが、学校運営協議会委員や地域住民、保護者等を想定している。							
	≪事業効果性≫ : 事務事業の進捗状況からみて、その事務事業が有効かどうか	● 読んだ本の冊数を指標としているが、費用対効果の指標としては学校図書館の利用者数も必要では。【長嶋委員】 → より多くの児童生徒への効果を表す指標として、利用者数も指標に追加したい。 ● 図書館ボランティアではなく学校司書を入れたことで改善した具体例は。（学校司書である必要があるのか。）【一ノ瀬委員】 → 1. 学校図書館図書基準配分比率に近づけるよう図書を購入できた。 2. 学校司書の意見により児童の興味関心に応じた図書を購入した。 3. 教科書に掲載されている推薦関連図書の紹介にあたり、学校司書の専門性を活かした助言により、効果的なポップ作成や紹介文及び関連する参考図書の紹介を実施できた。							
	≪事業必要性≫ : 施策実現のため、市の事務事業として必要かどうか	● 全部委託とされた経緯は。人材確保だけであれば直営でも十分対応可能で、管理費やシステム使用料等かけてまで行う意義は見いだせない。【一ノ瀬委員】 → 学校図書館法において努力義務とされているため、学校司書を配置している。司書教諭はすべての学校に配置されておらず、また配置されていても学級担任や教科指導を行っており司書業務を十分に行えていない現状である。							
	≪総合評価≫ : 上記を踏まえて、施策の方向性を選択。 コメント等。	◆ 学校司書配置は学校図書館法による努力義務とのことだが、今後学校司書と図書館ボランティアの役割分担をどうしていくのか不明瞭である。司書配置には多額の事業費がかかっているため、ボランティア増員へ切り替えていくことは良いことだが、人材の確保が課題である。 ◆ タブレットの活用はおって検討されたい。 ◆ 図書館ボランティアについて、役割に関する整理と人材確保に努めることと、タブレットの活用を検討するべきということで、評価は「手段の改善」としたい。							
施策の方向性		【手段の】			【事業の】				
		拡充	縮小	改善	統合	廃止	休止	完了	現状維持

外部評価調書 (No. 3)

事務事業名		事業No.59						
		商工業地域振興事業 (商工業地域振興事業等補助金)						
担当部課名		産業部 商工課						
評価 の 視 点	≪事業妥当性≫ : 事務事業の目的 や対象と照らし て、実施方法・内 容が妥当かどうか	<p>●事業目的をもう少し明確化できないか。活動指標や成果指標が設定できない理由では。【長嶋委員】</p> <p>→ 次年度は補助金交付団体と協議のうえ、活動指標・成果指標を設け、事業の効果検証に努める。</p> <p>●補助率・補助額による画一的な補助ではなく、「加入会員数の増減や会員数÷事業所数＝組織率」等の指標による方法もあるのでは。(会員数や組織率の上昇を商工団体の事業の評価と考える。)【長嶋委員】</p> <p>→ 補助金の性質が実質運営補助であることから、むしろ会員減少の影響や職員減少による負担を軽減するという側面も担っており、会員数の減少に伴い補助金額を減額するのは組織の弱体化につながる懸念がある。</p> <p>●会津喜多方商工会議所及びきたかた商工会の事業費における、本補助金の占める割合は。【一ノ瀬委員】</p> <p>→ R2年度だと、会津喜多方商工会議所は総事業費のうち9.1%、きたかた商工会は総事業費のうち18.6%。</p>						
	≪事業効果性≫ : 事務事業の進捗 状況からみて、そ の事務事業が有効 かどうか	<p>●各商工団体に事業補助金の具体的な用途や成果を報告させる機会はあるのか。補助金交付の意義は。【長嶋委員・一ノ瀬委員】</p> <p>→ 補助金の具体的な用途は、詳細な決算書の提出により確認している。成果については、活動指標・成果指標を設け、事業の効果検証に努めていく。</p>						
	≪事業必要性≫ : 施策実現のた め、市の事務事業 として必要かどう か	<p>●補助金交付要綱に則した交付にしなければならない。【一ノ瀬委員】</p> <p>→ 実質運営補助となっているが、会津喜多方商工会議所及びきたかた商工会は本市の商工業者を直接的に支援できる唯一の地域商工団体であり、他に代替できる組織はないことから、市が補助金を交付することは妥当であると考えている。</p>						
	≪総合評価≫ : 上記を踏まえ て、施策の方向性 を選択。 コメント等。	<p>◆最大の問題点は、定額補助と化していることである。事業目的を明確にしたうえで、何を活動指標・成果指標とするのか考え、成果のみえる化を図らなければ、補助金交付の意義が見いだせない。</p> <p>◆商工会議所及び商工会の存在意義は認めるところだが、補助金である以上、当然目に見える成果が必要。活動指標・成果指標の具体化と補助内容の精査・見直しを強く求めたいということで、評価は「手段の改善」としたい。</p>						
	施策の方向性	【手段の】		【事業の】				
	拡充	縮小	改善	統合	廃止	休止	完了	現状維持

外部評価調書 (No. 4)

事務事業名		事業No.61						
		あきない人材育成事業						
担当部課名		産業部 商工課						
評価の視点	≪事業妥当性≫ : 事務事業の目的や対象と照らして、実施方法・内容が妥当かどうか	●「研修会等に係る経費を補助する」とあるが、単発的な研修会に補助しても人材育成に繋がらないのでは。年度を通しての研修会に補助するような制度の方が良いと考える。【長嶋委員】 → 当事業は複数回にわたる研修も対象としていることから、改めて周知方法を検討したい。併せて、補助率や補助限度額についても検証する。						
	≪事業効果性≫ : 事務事業の進捗状況からみて、その事務事業が有効かどうか	●認知度はないように思う。現在はどのように広報されているか。【長嶋委員】 → R3年度においては、11月号の広報きたかたに掲載した。 ●事業の認知度が低いのではなく、実施もしくは参加する研修会等に係る経費にしか使えない（使い勝手が悪い）からであって、単に需要がないだけでは。他の事業と統合してフレキシブルに使えるようにした方が効果的と考える。【一ノ瀬委員】 → より効果があらわれるよう、実施方法について内部で検証したい。 ●「コンスタントに年間数件の利用がある」とのことだが、特定の利用者に限られていないか。【一ノ瀬委員】 → 過去の実績によれば、特定の利用者に限られていることはない。						
	≪事業必要性≫ : 施策実現のため、市の事務事業として必要かどうか	●より事業規模を拡大し、現在の補助申請方式でなく、商工団体等に目的補助として交付し各商工団体に企画・運営させた方が、目的が達成されるのでは。【長嶋委員】 → より効果があらわれるよう、実施方法について内部で検証するとともに、商工団体とも協議したい。						
	≪総合評価≫ : 上記を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント等。	◆認知度が低いのか、単に需要がないのか、はっきりとは言えないが利用件数の伸び悩みが課題である。 ◆商工団体等に企画・運営させる方式など、より効果があらわれるような実施主体を検証するというこで、評価は「事業の統合」としたい。						
	施策の方向性	【手段の】			【事業の】			
	拡充	縮小	改善	統合	廃止	休止	完了	現状維持

外部評価調書（No. 5）

事務事業名		事業No.485							
		集落対策事業							
担当部課名		企画政策部 地域振興課							
評価の視点	<p>《事業妥当性》 ：事務事業の目的や対象と照らして、実施方法・内容が妥当かどうか</p>	<p>●「地域コミュニティの維持活性化に向けた支援」とあるが、集落支援員の方はこの目的に向けて具体的にどんな活動をしているのか。民生委員との違い、福祉との棲み分けは。【長嶋委員・一ノ瀬委員】</p> <p>→ 地域の実情に応じた支援を実施。①地域課題等の現状把握、②各種支援制度の情報提供やその活用に対するサポート（有害鳥獣対策、協働のまちづくり推進事業補助金等）、③その他行政との連絡調整など。</p> <p>集落支援員は基本的に住民個人への聞き取り等の活動を行わないが、行政区長から地域課題として福祉に関する情報が寄せられた場合、市の担当者へ情報提供を行うなど、地域福祉制度との連携を実施している。</p> <p>生活支援支え合い会議に対しては、要請に応じて集落支援員が参加しているケースもある。</p> <p>●集落支援員の構成、支援対象となる集落・地域は。【一ノ瀬委員】</p> <p>→ 市内8名体制。概ね人口50人以下かつ概ね高齢化率45%以上の16集落・地区（複数集落）を支援している。</p>							
	<p>《事業効果性》 ：事務事業の進捗状況からみて、その事務事業が有効かどうか</p>	<p>●「支援集落の地域づくり件数」とはどんなもので、これによりどんな効果があるのか。【長嶋委員】</p> <p>→ 課題を抱え活動が停滞していた集落に対し、助言などの支援を行うことで、市や県などが実施する各種地域づくり支援制度の利用に結び付いた件数を指す。支援制度を利用することで地域住民の自発的な活動を促し、集落の活性化と効果的な集落維持活動に繋がると考える。</p>							
	<p>《事業必要性》 ：施策実現のため、市の事務事業として必要かどうか</p>	<p>●集落の維持にはいずれ限界があるのでは。【長嶋委員】</p> <p>→ 少子高齢化・人口減少の進行により、一部で集落維持が困難な状況が生じており、そのような集落に対しては維持活性化の取り組みの他、行政区長への定期的な訪問等による見守り活動を実施している。</p> <p>●過疎集落が今後増加することを考えると、担い手の不足や、区長や他事業等一人に役が集中することも懸念される。他事業・外部組織との協働・連携はどう考えるか。【一ノ瀬委員】</p> <p>→ 今後、現状の体制のみでは対応できない課題が発生すると考えており、集落支援員体制の拡充と合わせ、庁内関係課や集落支援を行う外部人材・組織等との連携を検討していく。</p>							
	<p>《総合評価》 ：上記を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント等。</p>	<p>◆少子高齢化・過疎化の進行は避けられず、その対策として当事業は有効に作用していると思われる。</p> <p>◆ただし、今後一層過疎集落が増加することが想定される中、担い手の確保や他事業・外部組織との連携は肝要となる。一層の取り組みにより集落の維持・活性化を図ってもらいたいということで、評価は「手段の拡充」としたい。</p>							
施策の方向性		【手段の】			【事業の】				
		拡充	縮小	改善	統合	廃止	休止	完了	現状維持